

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

GF 編

低引火点燃料船

鋼船規則検査要領 GF 編

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

改正その 1

GF8 バンカリング

GF8.4 として次の 1 節を加える。

GF8.4 マニホールド

GF8.4.1 マニホールド

規則 GF 編 8.4.1 にいう「標準的な形式」とは、例えば、ISO 21593:2019 に規定するものをいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2020 年 6 月 30 日から施行する。

附属書 3 高圧ガス燃料機関に関する検査要領

1 章 通則

1.1 適用

-2.を次のように改める。

-2. 高圧ガス燃料機関及びガス燃料供給装置は、本要領の規定によるほか、~~ディーゼル~~
往復動内燃機関及びガス燃料供給装置に適用される規則 D 編及び GF 編の関連規定にもよ
ること。

附属書 4 低圧ガス燃料機関に関する検査要領

1 章 通則

1.1 適用

-2.を次のように改める。

-2. 低圧ガス燃料機関及びガス燃料供給装置は、本要領の規定によるほか、~~ディーゼル~~
機関往復動内燃及びガス燃料供給装置に適用される規則 D 編及び GF 編の関連規定にもよ
ること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあったガス燃料機関と同一型式のガス燃料機関にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。